主文

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人が平成13年9月19日付けで控訴人に対してした行政情報部分公開 決定のうち非公開部分を取り消す。
- 3 訴訟費用は、第1、2審とも被控訴人の負担とする。

事実及び理由

第1 控訴の趣旨

主文と同旨

第2 事案の概要

1 本件は、品川区の住民である控訴人が、平成13年9月11日、品川区情報公開・個人情報保護条例(以下「本件条例」という。)に基づき、原判決別紙一覧表記載の区長交際費に係る支出決定書及び支払証明書(以下、まとめて「本件各文書」という。)の公開請求をしたところ、本件条例の実施機関である品川区長から決定権限を委任された被控訴人により、同月19日、本件条例9条1号の個人情報(個人に関する行政情報で、特定の個人が識別され、または識別され得るもの)に該当するとの理由で、本件各文書のうち個人の氏名が記載された部分を非公開とする行政情報部分公開決定(以下「本件決定」という。)がされたため、被控訴人に対し、本件決定のうち非公開部分の取消しを求めた事案である。

原審は、本件各文書のうち個人の氏名が記載された部分は本件条例9条1号の個人情報に該当するものと認められ、また、被控訴人が裁量権を逸脱・濫用して本件条例10条による裁量的公開をしなかったと認めることはできないから、本件決定は適法にされたものと認めることができるとして、控訴人の請求を棄却したため、控訴人がこれを不服として控訴した。

- 2 本件条例の定め、前提となる事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、次のとおり付加訂正するほか、原判決「事実及び理由」の「第2 事案の概要」1ないし3記載のとおりであるから、これを引用する。
- (1) 原判決2頁下から4行目を次のとおり改める。

「第3条実施機関は、第1条の目的が十分に達成されるようにこの条例を解釈し、 運用しなければならない。

2 略

第4条から第6条まで 略

第7条 何人も、実施機関に対し、行政情報の公開の請求(以下「公開請求という。)をすることができる。」

(2) 3頁下から7行目を次のとおり改める。

- 「一 法令等の規定により行われた許可、免許、届出その他これらに類する行為に際して作成し、または取得した情報であって、公開することが必要であると認められるもの
- 二 事業活動によって生じ、または生ずるおそれのある危害から人の生命、身体および健康を保護するため、公開することが必要であると認められる情報
- 三 区民の生活に影響を及ぼす事業者の違法または不当な事業活動に関する情報であって、公開することが必要であると認められるもの」
- (3) 4頁7行目の「支払決定書」を「支出決定書」に改め、同8,9行目の「支払決定書の記載事項は、上記と同様である。)」を削り、5頁下から2行目の「支出」を「支給」に、7頁3行目の「総務課」を「総務課長」にそれぞれ改め、10頁2行目の「第一小法廷判決」の次に「(民集56巻2号467頁)」を加え、同8行目の「条例を」を「規定を」に、同15行目及び同下から5,4行目の「非開示情報」をいずれも「非公開情報」にそれぞれ改める。第3 当裁判所の判断
- 1 当裁判所は、本件非公開情報は本件条例9条1号により非公開情報とされる個人情報には該当しないものと解すべきであるから、本件決定のうちこれを非公開とした部分は違法であり、取り消すべきものと判断する。その理由は、次のとおりである。
- (1) 本件条例は、2条3号において、「個人情報」を「個人に関する行政情報 (事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。以下同じ。)で、特定の個人が 識別され、または識別され得るものをいう。」と定義し、9条1号において、同号 イ又は口に掲げる情報を除き、個人情報を非公開情報としており、公務員に関する 個人情報と非公務員に関する個人情報とを区別していない。

本件非公開情報は、本件各文書に記載された個人(区議会議員)の氏名であるか

ら,これが個人に関する行政情報で,特定の個人が識別されるものに該当することは明らかである一方,事業を営む個人の当該事業に関する情報に該当するものとはいい難い。また,本件各文書は,区長交際費の支出に際し,支出を決定し,又はその支払を証明するために作成された文書であるから,本件非公開情報について,公表することを目的として,実施機関が作成し,又は取得した情報(9条1号ロ)に該当するということも困難である。したがって,本件条例の規定をその文言どおりに解釈適用すると,本件非公開情報は,9条1号により非公開情報とされる個人情報に該当すると解されなくもない。被控訴人の主張は,以上と同旨を主張するものと解される。

(2) しかしながら、本件条例は、個人の権利利益を擁護しつつ、区政の透明性を確保し、もって区民と区政との信頼関係の強化に資することを目的として(1条)、何人にも行政情報の公開を請求する権利を保障し(7条)、行政情報を原則公開すべきものとしている(8条)。また、本件条例は、1条の目的が十分に達成されるように、条例を解釈し、運用しなければならないものと定め(3条)、本件条例の解釈・運用の指針を明らかにするとともに、そのような解釈・運用を実施機関の責務とし、そのような責務の一環として、非公開情報であっても、非公開とすることにより保護される利益に優越する公益上の理由があると認めるときは、実施機関の裁量により、当該行政情報を公開することができるものとしている(10条)。

(3) そこで、本件非公開情報(本件各文書に記載された個人の氏名)が、これを公開することによって当該個人の権利利益を侵害するおそれがないことが明らかなものといえるかどうかを検討する。

実も公にされており、不特定の者に知られ得る状態で開催されていること(被控訴人は、控訴人が相当な調査をすれば、本件非公開情報を容易に知り得る旨主張しまた、当審の口頭弁論期日において、本件各文書に記載された区長の交際事務もは、その相手方及び内容が不特定の者に知られ得る状態でされる交際に関するるに、その相手方及び内容が不特定の者に知られ得る状態でされる交際に関するもいえないものはない旨自認している。)、区長交際費の支出金額を決定するにしいるは、主として、会合の場所、飲食の有無及び一般参加者の会費相当額を決定するに、出ており(ただし、会費が5000円未満の会合については5000円未満の会合については1万円をそれぞれ支出額としている場合がほとんどであり、本満の会合については1万円をそれぞれ支出額としている場合がほとんどで支出り、と談議会議員が議長の職にあった場合等に、会費相当額を多少上回る金額を支出りた。とがある。)、原則として、区と会合の主催者たる区議会議員とのかかわりの濃淡等を個別に斟酌して決定することはないことが認められる。

以上の認定事実によれば、本件各文書に氏名の記載された区議会議員は、自ら又は自らの後援会が主催した会合に区長を招待し、あるいは区長に出席を要請し、会合の開催及び区長の出席の事実を公にした上で、これを自らの議員活動の氏名が果を改し、アピールする場として積極的に利用しているものとができる。また、区議会議員としての活動には、区議会内の活動だけでなく、区議会外での有権者との意見交換等も含まれるものと解されることを併せ考慮すれば、区議会議員にとって、当該議員にとって、これに出席することは、当該議員にとって、私的な出来事ではなく、議員として不可欠な公的活動又はこれに準ずるものと評価することができる。

このような事情にかんがみれば、本件非公開情報(本件各文書に記載された区議会議員の氏名)は、一般に公表、披露されることがもともと予定されているものであって、これを公開しても当該議員の権利利益を侵害するおそれがないことが明らかなものというべきであり、他に、上記のおそれがあることをうかがわせる証拠はないから、本件非公開情報は、本件条例9条1号により非公開情報とされる個人情報には該当しないものと認めるのが相当である。

なお、本件条例9条3号イは、区政執行に関する情報のうち、交渉の方針その他 実施機関が行う事務事業に関する情報であって、公開することにより区政の公正又 は適正な執行を著しく妨げるおそれのあるものを非公開情報としている(甲1) が、上記の認定事実によれば、本件非公開情報を公開することによって上記のおそれがあるとは認められないから、本件非公開情報は、同号イの非公開情報にも該当 しないものというべきである。

2 よって、控訴人の請求は理由があるから、これを棄却した原判決を取り消して、控訴人の請求を認容することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第7民事部

裁判長裁判官 横山匡輝

裁判官 佐藤公美

裁判官 萩本修